

令和7年4月

保護者 様

船橋市立高根台中学校長

警報等発表時及び地震等発生時の児童生徒の登校について（周知）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、船橋市教育委員会では、警報等発表時や地震等発生時の学校対応について学校対応表を作成しました。

各ご家庭で防災情報を確認の上、登校の判断をしてください。

なお、詳細につきましては、学校対応表でご確認ください。

記

1 警報等発表時の学校対応について

- (1) 午前7時の時点で気象庁の防災情報で船橋市に「特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雨）」、「警報（大雨、洪水、暴風、暴風雨、大雪）」が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。
- (2) 学校から、原則、メール配信は行いません。
- (3) 臨時休業の場合、教育委員会から午前7時頃に「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知します。状況によっては午前7時頃に周知できない場合がありますので、学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

2 地震等発生時の学校対応について

- (1) 気象庁の防災情報で船橋市に震度5強以上、東京湾内湾に大津波警報、津波警報が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。
- (2) 学校から安否確認や再開等について必要に応じて連絡があります。学校から連絡があるまで自宅待機とします。
- (3) 臨時休業について、教育委員会職員は避難所開設を行うため、教育委員会から「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知することができません。学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

3 給食について

- (1) 臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
- (2) 交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立と内容が変更となることもあります。